

魚津市告示第144号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、2023年漁業センサスに従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和5年10月24日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 2023年漁業センサス
- 2 統計調査員の区分 海面漁業調査 漁業経営体調査 海面経営体調査員
- 3 統計調査員の任期 令和5年10月2日から令和5年11月30日まで
- 4 報酬の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 固定額 3,670円
 - (2) 変動額 (ア) 通常 1漁業経営体につき2,720円
(イ) その他 760円
- 5 費用弁償の額 実績に応じて支給（連絡回数1回につき620円。ただし、4回分を上限とする。）
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和5年12月21日